

2019年「友Qt」会員入会申込書

お申込みは、ご来場またはFAXでお願いいたします

FAX **0495-72-5555**

下記の「個人情報の取り扱い」と「会員規約」を必ずご覧になり、
ご了承の上コースフロントへお申込みください。
FAXでも受付しております。

●私は、「暴力団など反社会的勢力ではないこと」「刺青のないこと」を表明し、
会員規約及び利用約款の遵守を確約のうえ、入会を申込みます。
入会が拒絶されても、一切異議の申し立て及び、その理由を求めるとも
いたしません。

■申込日 年 月 日

入会をご希望される会員に <input checked="" type="checkbox"/> をお入れください。		<input type="checkbox"/> 全日会員		<input type="checkbox"/> 平日会員	
お名前	フリガナ _____	男 女	〒	ご住所	_____
TEL/FAX	TEL _____	携帯	_____	FAX _____	_____
メールアドレス	PC _____	@	_____	携帯	@ _____
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	(満才)
勤務先	フリガナ _____	〒	_____	勤務先住所	_____
勤務先 TEL	TEL _____	_____	_____	<弊社記入欄>	
リンolカードG	会員No.	_____	_____	担当	登録
旧会員	<input type="checkbox"/> 旧メイト会員	<input type="checkbox"/> 旧サポーターズクラブ	_____	年会費	_____
				<input type="checkbox"/> フロント窓口	_____
				<input type="checkbox"/> 振込 (月 日)	_____
				<input type="checkbox"/> 入会費 (1,000円)	_____
				<input type="checkbox"/> 会費 (円)	_____
				<input type="checkbox"/> 月割 (ヶ月)	_____

※個人情報保護法に基づき、本会員入会に係る「入会申込書」の記入内容に付きましては、入会手続きのみ使用いたします。



お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリンolホールディングス(株)に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに
対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリンolホールディングス(株)以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

- 【提供情報の内容】
- ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、
 - 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
 - キャンペーン情報
 - 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
 - 国内、海外の旅行情報
 - ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
 - ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
 - その他リンolグループが企画し販売する最新情報
- 【個人情報保護に関するお問合せ先】 北武蔵カントリークラブ TEL.0495-72-5111 E-mail:info@kitamusashi-cc.jp

北武蔵カントリークラブ サポーターズクラブ「友Qt」会員規約

第1条(名称・運営組織)

- 本会員組織は「北武蔵サポーターズクラブ友Qt」と称します
- 北武蔵サポーターズクラブ友Qtは北武蔵カントリークラブ(以下「会社」という)が運営しています。

第2条(目的)

会社が別に定める施設(以下「施設」という)を第3条に定める会員が利用することによって、健康増進及び豊かなリゾートライフの創造を図るとともに、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条(入会および会費)

- 入会には別に定める入会金、会費を納入することで会員となります。
- 会員は会社に対し、同社の定める方法にて所定の入会金及び会費を支払わなければなりません。
- 一旦納入された、入会金・会費は、いかなる理由があろうと返却されません。

第4条(会員資格有効期間)

会員資格の有効期間、期日については別途募集要項にて定めます。

第5条(会員証)

- 会員には会費納入と引き換えに、北武蔵サポーターズクラブ友Qt会員証が発行されます。会員証の利用方法は会員証裏面に記載します。
- 会員は施設利用の際、必ず会員証を持参し所定の方法にて会員特典を得るものとします。持参のない場合、会員特典を得ることはできないものとします。
- 会員証は記載された本人のみ利用でき、これを他人に譲渡、もしくは貸与することはできません。
- 会員証を紛失された場合は会社に申し出ることにより、再発行を受ける事ができます。ただし再発行手数料を請求するものとします。

第6条(施設利用の申込)

- 会員が施設を利用する場合は、会員自ら会社の定める方法にて予約申込をしなければなりません。なお、施設の利用には、会員以外に随伴者を伴うことができます。ただし随伴者は会員 特典の適用はないものとします。
- 予約受付の優先順位は先着順とします。
- 前項の申込に対し会社は、会員に予約を受け付けた内容および利用料金を口頭または文書にて通知します。
- 施設の利用にあたっては、当該ゴルフクラブの正会員優先予約権等の権利を損なわない範囲での利用とします。

第7条(施設利用時の注意事項)

- 会員および随伴者は、会社の定める利用約款を遵守しなければなりません。
- 会員および随伴者は、別に会社が定める受付、精算方法に従うものとします。

(3) 会員および随伴者は、施設内で以下の行為をしてはなりません。

- 建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為
 - 建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは譲渡する行為
 - 静態をわらし、あるいは高歌吟詠する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
 - 動物、ペットを持ち込む行為
 - 営業行為
 - 塵芥、廃棄物を放置する行為
 - 銃剣刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為
 - その他、公序良俗に反する行為
- (4) 会員または随伴者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、会社は第三者に対し何ら義務を負いません。

第8条(利用の拒絶)

次の場合は利用をお断りします。プレート中に於いて判明した際は、その後の利用の継続をお断りし、除名処分とします。

- 暴力団等反社会勢力に属しているか判明した場合
- 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入会させた場合
- 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為や当施設の業務遂行に支障を来す行為があった場合

第9条(会員の責任)

会員および随伴者の故意または過失により会社または施設またはその両方が損害を被ったときは当該会員および随伴者(随伴者の場合は当該会員が連帯して)は会社に対し、その損害を賠償するものとします。

第10条(施設の破損および施設内の備品の紛失、盗難等)

- 会員および随伴者が施設利用中に、会員および随伴者の責に帰する事由により生じた施設の破損および施設内の備品の紛失、毀損については原則として同等施設、備品との取り替えに要する費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または随伴者(随伴者の場合は当該会員が連帯して)負担するものとします。
- 紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随伴者は遅滞なく会社に報告するものとします。

第11条(届け出事項の変更)

- 会員は以下の事項を遵守しなければなりません。
 - 住所に変更があった場合、速やかに会社に届け出なければなりません。
 - 電話番号、メールアドレスに変更があった場合、速やかに会社に届け出なければなりません。
 - その他届け出事項に変更があった場合は、速やかに会社に届け出なければなりません。

第12条(退会)

- 会員は申し出ることによっていつでも退会できます。その場合、会員証を返却しなければなりません。
- 会員資格有効期間内の退会であっても、入会金、会費の返却はいたしません。

第13条(解散)

- 北武蔵サポーターズクラブ友Qtは会社の都合により、解散することができます。
- 会社は前項の解散を決定した時、解散期日の1ヶ月以上前に会員に通知します。会員は解散について裁判上およびその他の意義申し立てはできません。
- 本規定に基づいて解散する場合は、会費を日割りで計算し当該会員の希望する方法で速やかに返金いたします。

第14条(会員資格の取消)

会社は会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消します。

- 会員が死亡した場合
- 会員が本規約または施設の利用約款に違反した場合
- 会員証を本人以外が使用した場合
- その他資格取消に相当すると会社が判断した場合
- 第8条1項に該当した場合

第15条(会員資格の喪失)

会員は次の項目に該当した場合、会員資格を失います。

- 資格の有効期間が満了した場合
- 退会した場合
- 会社から第14条の会員資格の取消を受けた場合第

第16条(規約の改定等)

本規約の改定は、会社が行うものとし、会員はその決定に従わなければならない。また本規約を改定、改良の為に随時変更できるものとします。

第17条(協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合、会社と会員との間で協議し解決するものとします。

第18条(個人情報の取扱い)

- 北武蔵サポーターズクラブ友Qtに入会するに当たってお預かりした個人情報(倶楽部運営のみ)に使用し、他の利用はしないものとする。
- 個人情報の取扱いについては、会社のホームページ「プライバシーポリシー」に準じます。

第19条(施行)

本規約は2019年4月1日より施行いたします